**平成２２年（フ）第７９０号**
東京都稲城市百村517番地　シャトー稲城106、前住所川崎市多摩区菅仙谷３丁目６番12号
破産者　平澤　　保
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第１０２号**
川崎市宮前区有馬６丁目11番８―201号　エクセル鷺沼２
破産者　清原祐次郎
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第２８９０号**
名古屋市守山区小幡宮ノ腰10番９号　メゾンカルム守山402号、開始決定時の住所名古屋市守山区西城１丁目２番25号　ユーハウス第３守山３Ａ
破産者　豊原　正雄
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３２９７号**
名古屋市中川区畑田町１丁目３番地　市営畑田荘２棟106号
破産者　ムーングロウこと　今村　　晃
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第７３３号**
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘15棟205号
破産者　倉地　克典
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３６４号**
長崎県五島市吉久木町1005、開始決定時の住所宮崎市東宮２丁目169番地
破産者　山本　剛史
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３１０９号**
大阪市住吉区庭井１丁目８番20号
破産者　森上真一郎
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６６６４号**
大阪市港区夕凪２丁目６番３号　グレースキャッスルU―503号
破産者　小笠原国次
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６６６５号**
大阪市港区夕凪２丁目６番３号　グレースキャッスルU―503号
破産者　小笠原順子
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８５３２号**
大阪府茨木市新堂３丁目３番３号
破産者　岡田　裕子
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８７０２号**
大阪市住之江区粉浜西２丁目16番４号
破産者　福嶌知惠子
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８７３０号**
大阪市生野区巽南５丁目14番27号ファミール永田208号、住民票上の住所大阪市平野区加美南１丁目８番18号
破産者　川村　忠治
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８７３１号**
大阪市平野区加美西１丁目９番24号
破産者　藤井　松美
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９５７９号**
大阪市住吉区我孫子東２―３―８　良和マンション402号室、開始決定時の住所大阪市住吉区長居東４丁目18番12号
破産者　安田　壽昭
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３５３号**
滋賀県高島市安曇川町田中3244番地92、開始決定時の住所大阪市淀川区東三国３丁目９番21―317号
破産者　辻本　　豊
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３７５号**
大阪府豊中市旭丘６番４―503号
破産者　吉原　幹夫
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８８５号**
大阪府豊中市服部本町５丁目２番７―203号
破産者　佐野　節子
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１５１７号**
大阪府交野市星田８丁目17番８―202号
破産者　加藤　　智
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部